

あなたの住まいづくりを応援します。

木の住まい助成制度が生まれ変わりました。

家を
建てたいけど、
資金が…

子どもが
産まれるけど
今の借家は狭くて

県産材を
ふんだんに使った
家がいいな…

昔から
お世話になっている
大工さん、左官さんに
つくってほしい…

やっぱり
木の住まい
がいいなあ…

今の家は古くて
地震の時に
心配…

平成27年度 とっとり 住まいる 支援事業

新築
される方

改修
される方



住宅を **新築** される方

- 県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- 独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること
- 平成27年度内に着工し、平成29年1月末日までに完成することなど

一定の要件を満たす住宅を建設または購入される場合

最高 **100** 万円 を助成します。

住宅を **改修** される方

- 県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- 県産材を0.3立方メートル以上活用すること
- 自ら居住・所有する戸建て住宅又は共同住宅であること
- 平成27年度内に着工し、平成29年1月末日までに完成することなど

一定の要件を満たす住宅を増築または改修される場合

最高 **45** 万円 を助成します。

平成27年度 とっとり住まいる支援事業の内容

県内事業者の施工により木造住宅を新築される方、一定量以上の県産材を活用して住宅の改修を行われる方に対し、建設資金の一部を助成します。

※受付件数には限りがあります。

※分譲住宅は、あらかじめ助成対象住宅として登録されていることが必要ですので、分譲住宅の建設事業者は施工前に登録申請を行ってください。

住宅を新築される場合

1 県内事業者によって木造住宅を新築する場合、5万円(定額)を支援します。

- ①独立した生活が可能な木造一戸建て住宅であること。
- ②平成27年度内に着工し、平成29年1月末日までに完成すること。

2 県産材を10立方メートル以上活用する場合、45万円(定額)を支援します。

上記1の要件を満たし、県産材を10立方メートル以上活用すること。

上記1及び2の要件を満たす場合、以下の支援項目の利用が可能です。

3 県産材を25立方メートル以上活用する場合、5万円(定額)を支援します。

県産材を25立方メートル以上活用すること。

4 県産規格材を活用する場合、最大で15万円を支援します。

県産規格材使用量1立方メートルあたり1万円を支援します。(最大15万円)
県産規格材とは、含水率20%以下の県産JAS製材をいいます。

5 子育て世帯等に該当する場合、10万円(定額)を支援します。

- 次の①、②のうち1以上を満たす世帯の場合、10万円(定額)を支援します。
- ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯。
 - ②申請日時点で婚姻後10年以内の世帯。

6 伝統的な建築技能を活用する場合、20万円(定額)を支援します。

在来軸組工法の住宅であって次の①から⑤の伝統技能のうち、2種以上を活用する場合、20万円(定額)を支援します。

- ①木材の手刻み加工…全自動加工機等を使用せずに木材を手作業により加工したもの。
- ②外壁下見板張り…県産材を使用して、外壁を40㎡以上下見板張りとしたもの。
- ③左官仕上げ…外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと、内壁を土塗り壁等としたものを合わせて施工面積40㎡以上のもの。
- ④日本瓦葺…主要な屋根部分に国内で生産された和形瓦(JIS規格J型又は同等品)を使用したもの。
- ⑤木製建具…県内に本抛地を置く建具業者が制作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付け面積で10㎡以上使用するもの。

住宅を改修される場合

1 県産材を0.3立方メートル以上活用する場合、最大で20万円を支援します。

県産材使用量1立方メートルあたり2万円を支援します。(最大20万円)

上記1の要件を満たす場合、以下の支援項目の利用が可能です。

2 県産規格材を活用する場合、最大で10万円を支援します。

県産規格材使用量1立方メートルあたり1万円を支援します。(最大10万円)

3 伝統的な建築技能を活用する場合、最大で15万円を支援します。

次の①から③の伝統技能のうち、2種以上活用する場合、その施工面積に応じて最大15万円を支援します。

- ①建築大工技能…内装造作と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7㎡以上のもの。
(1平方メートルにつき11千円)
- ②左官仕上げ…外壁をモルタル塗り(厚さ20mm以上)下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとしたものと、内壁を土塗り壁等としたものを合わせて施工面積7㎡以上のもの。
(1平方メートルにつき13千円)
- ③木製建具…県内に本抛地を置く建具業者が制作した木製建具(框戸、格子戸、障子、欄間等)を見付け面積で3㎡以上使用するもの。(1平方メートルにつき19千円)

お問い合わせ・申請窓口

鳥取市・岩美郡・八頭郡：東部生活環境事務所建築住宅課	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	TEL 0857-20-3649	FAX 0857-20-2103
倉吉市・東伯郡：中部総合事務所生活環境局建築住宅課	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2	TEL 0858-23-3235	FAX 0858-23-3266
米子市・境港市・西伯郡・日野郡：西部総合事務所生活環境局建築住宅課	〒683-0054 米子市糺町1丁目160	TEL 0859-31-9753	FAX 0859-31-9654
県庁住まいまちづくり課[お問い合わせのみ]	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	TEL 0857-26-7408	FAX 0857-26-8113

※とっとり住まいる支援事業の要綱・様式は県庁住まいまちづくり課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/sumai/>

申請手続き

交付申請書の提出

着工前(新築の場合は丁張り開始前)に下記申請窓口へ



書類審査



交付決定通知



着工

- ・必要に応じて現場確認を行います。
- ・工期が翌年度に渡る場合、翌年度4月14日までに進捗状況報告書の提出が必要です。



完成



実績報告書の提出

・完成後14日以内に下記申請窓口へ



書類審査

・必要に応じて現場確認を行います



補助金額の確定通知 補助金の支払い

その他の助成事業

■住宅・建築物の耐震診断・耐震改修助成

昭和56年5月31日以前に建築され一定の要件を満たす住宅・建築物の耐震診断・耐震補強工事を行う場合、費用の一部について市町村の助成を受けることができます。(助成制度を設けていない町がありますので、詳細は住宅・建築物が所在する市町村にご確認下さい。)

また、県産材を使用して耐震改修を含むリフォーム工事を行う場合、上記の「とっとり住まいる支援事業」と併せて、耐震改修工事の助成(県産材に係る費用を除く。)を受けることができます。